

平 27-4号
平成27年7月24日

全国小売酒販組合中央会 御中

日本洋酒輸入協会
理事長 米井 元一



2015年フランス産ボジョレ・ヌーヴォーの販売及び消費の
解禁日前の取扱いについてのご協力依頼

謹啓

貴会におかれましては、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊協会に格別のご厚誼を賜り心より御礼申し上げます。

さて、ご高承のことと存じますが、ボジョレ・ヌーヴォーの販売及び消費の解禁日は例年、1
1月第3木曜日午前0時と決められております。

本年(2015年)解禁日 11月19日(木)午前0時

解禁日時の遵守については、SOPEXAより本年別添のような文書が送られてきております。
本年は、フランス側出荷日が各国への円滑な物流を考慮して、10月30日(金)となります。

ボジョレ・ヌーヴォーの販売及び消費の解禁日に関しましては、フランスの原産地統制呼称に
関する法律によって厳しく律されており、これを遵守することは我々インポーター及び販売者の
義務であり、このことによって年一回の新酒が輸出側、消費者の信頼に支えられて我が国輸入ワ
イン市場において安定した地位と市場を確保できているものと確信しております。

つきましては、貴会におかれましても、ボジョレ・ヌーヴォーの販売・消費における、解禁日
及び解禁時間が秩序正しく守られるようご販売担当の方へのご指示をいただけるようお願い申
し上げます。

末筆ながら、貴会の益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

謹白

(別添資料) SOPEXAより送付された警告文書